



すべての子どもが幸せであり続ける
チルドレンファーストのまち

令和7年度
～
令和11年度



古賀市こども計画
概要版

1 | 計画策定の背景と趣旨

我が国では、令和5年4月にこども政策を総合的に推進することを目的とした「こども基本法」が施行され、同年12月にはすべての子ども・若者が身体的・精神的・社会的に幸福な生活を送ることができる「こどもまんなか社会」をめざし、『こども大綱』を策定しました。本市においては、誰もが安心して子どもを生み育てることができ、子どもの健やかな成長及び自立が図られ、子どもの権利が尊重される社会の実現のため、令和2年3月に「第2期古賀市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、各施策を総合的に推進してきました。この計画が令和6年度で終了することから、こども基本法に基づき、こども大綱を勘案した「古賀市こども計画」を策定しました。

2 | 計画の位置づけ

- 本計画は、こども基本法第10条第2項に基づく「市町村こども計画」であり、本市が今後進める子ども・子育て施策の目的や基本的方向を示すものです。
- 子ども・子育て支援法第61条に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」や次世代育成支援対策推進法第8条に基づく「市町村行動計画」、こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律第10条第2項に基づく「市町村計画」、子ども・若者育成支援推進法の第9条第2項に基づく「市町村子ども・若者計画」を包含し一体的に策定しています。
- 古賀市子ども・子育て支援条例第4条に定める行動計画として位置づけます。
- 第5次古賀市総合振興計画を上位計画とし、その他関連計画と整合性を図っています。

3 | 計画の期間

本計画は、令和7年度から令和11年度までの5か年を計画期間とします。

計画期間

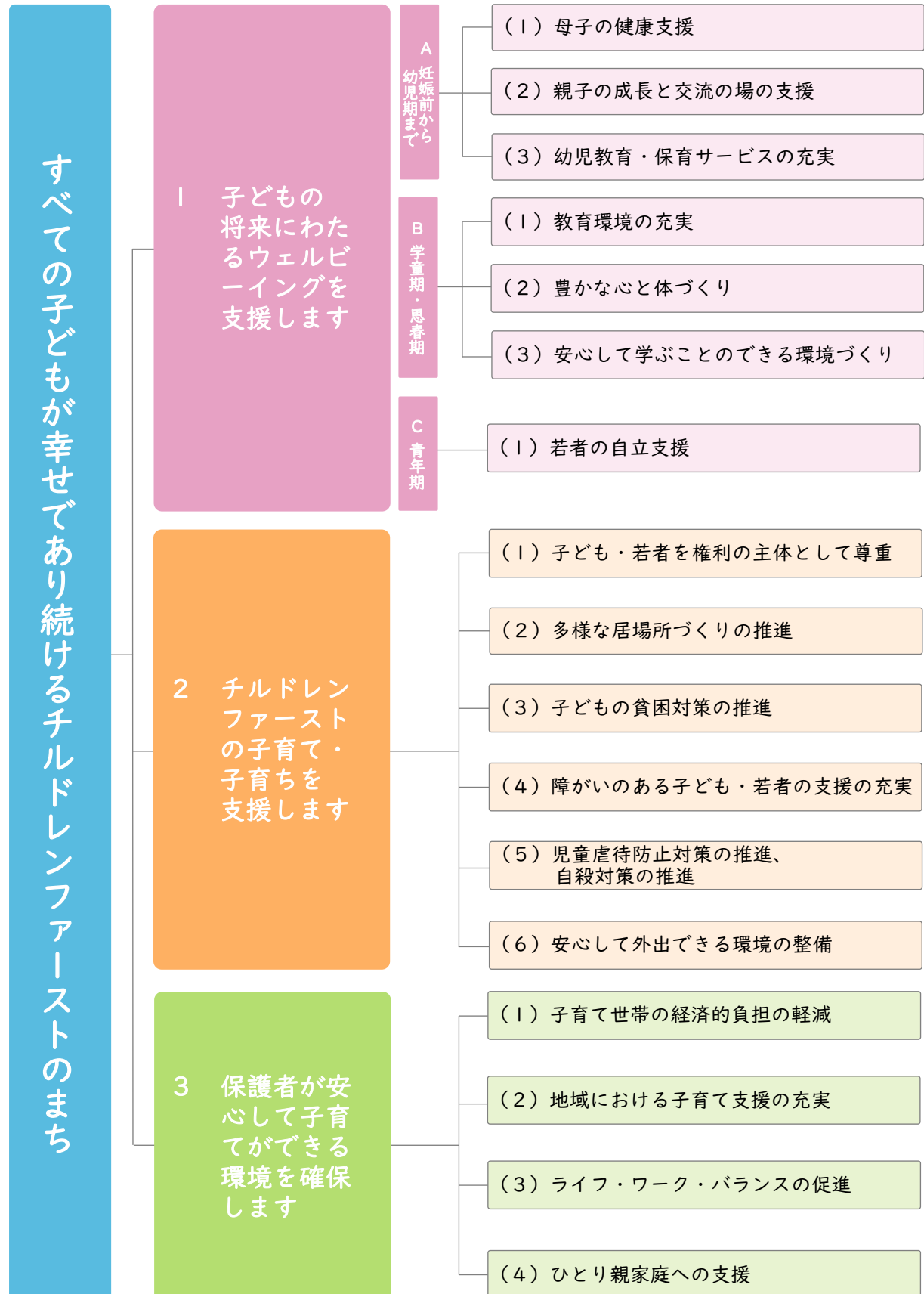
令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
第2期 古賀市子ども・子育て支援事業計画										
					古賀市こども計画					次期計画

4 施策の体系

[基本理念]

[基本目標]

[施策の方向]



5 | 施策の具体的な取組

基本目標（１）子どもの将来にわたるウェルビーイングを支援します

子どものウェルビーイングの向上に向けて、ライフステージに応じた支援を行います。

妊娠期から幼児期においては、産前から子育て期にかけての切れ目のない伴走型相談支援を実施することにより、母子の心身の健康を支援するとともに、親子の成長と交流の場や、質の高い幼児教育・保育サービスの提供に努めます。

学童期・思春期では、自らの「生き抜く力」を身につけるために教育環境の充実を図るほか、豊かな心と健やかな体を育むための取り組みや、安心して学ぶことのできる環境づくりを推進します。

青年期においては、若者が抱える進路や人間関係などの悩みや不安に対して、寄り添いながら自立に向けた総合的な支援を行います。

【 施策の方向 】

（Ａ）妊娠前から幼児期まで

（１）母子の健康支援

（２）親子の成長と交流の場の支援

（３）幼児教育・保育サービスの充実

（Ｂ）学童期・思春期

（１）教育環境の充実

（２）豊かな心と体づくり

（３）安心して学ぶことのできる環境づくり

（Ｃ）青年期

（１）若者の自立支援

基本目標（２）チルドレンファーストの子育て・子育てを支援します

子どもの権利を尊重し、その理解を深めるため、教育や養育の場における啓発や、地域社会全体にも啓発を行うことで、子どもの権利に関する意識改革を進めます。

すべての子ども・若者が自由に活動や学習、遊びができる多くの居場所を持てるよう多様な居場所づくりを推進します。

子どもの現在と将来が生まれ育った環境によって左右されることのないよう、経済的支援などの子どもの貧困対策を推進します。

子どもの障がいや早期に発見する機会を設け、早期に必要な支援につなげるとともに、障がいの有無にかかわらず、すべての子どもが共に教育を受けられるインクルーシブ教育を推進するなど、障がいのある子ども・若者の支援の充実を図ります。

地域や保育所、学校、行政などの関係機関が連携し、児童虐待の早期発見及び早期対応に取り組みます。防犯や交通安全対策などを進めることにより、子どもが安心して外出できる環境を整備します。

【 施策の方向 】

（１）子ども・若者を権利の主体として尊重

（２）多様な居場所づくりの推進

（３）子どもの貧困対策の推進

（４）障がいのある子ども・若者の支援の充実

（５）児童虐待防止対策の推進、自殺対策の推進

（６）安心して外出できる環境の整備

基本目標（３）保護者が安心して子育てができる環境を確保します

子育て世帯の経済的負担を軽減するため、児童手当の支給や子ども医療費の無償化などに引き続き取り組みます。

地域団体や関係機関との連携強化に努め、地域におけるつながりの形成や子育て支援事業の充実を図ります。

男性、女性共に家庭で子育てする時間を確保していくために、事業主や労働者に対して、ライフ・ワーク・バランスの推進に関する啓発を行います。

ひとり親家庭が安心して生活や子育てができるよう、相談体制の充実を図り、自立を促進するためのさまざまな支援を行います。

【施策の方向】

- | | |
|--------------------|-------------------|
| （１）子育て世帯の経済的負担の軽減 | （２）地域における子育て支援の充実 |
| （３）ライフ・ワーク・バランスの促進 | （４）ひとり親家庭への支援 |

6 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策

子ども・子育て支援給付

施設型給付

（教育・保育施設）

・保育所 ・幼稚園 ・認定こども園

地域型保育給付

（地域型保育事業）

・小規模保育 ・家庭的保育 ・居宅訪問型保育
・事業所内保育



地域子ども・子育て支援事業

- ・利用者支援事業 ・時間外保育事業（延長保育事業）
- ・放課後児童健全育成事業（学童保育）、放課後子供教室
- ・子育て短期支援事業（ショートステイ事業） ・乳児家庭全戸訪問事業
- ・養育支援訪問事業 ・地域子育て支援拠点事業 ・一時預かり事業
- ・病児保育事業 ・子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）
- ・妊婦健康診査事業 ・産後ケア事業 ・子育て世帯訪問支援事業
- ・児童育成支援拠点事業 ・親子関係形成支援事業
- ・乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度） ・実費徴収に係る補足給付を行う事業
- ・多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

【 量を見込む区分 】

認定区分	対象者	利用先
1号認定	3歳以上で教育を希望している子ども	幼稚園 認定こども園
2号認定	3歳以上で幼稚園・認定こども園を利用する子ども（1号認定）のなかで、「保育の必要な事由」※に該当し、預かり保育を希望する子ども（2号認定「教育を希望」と表記）	幼稚園 認定こども園
	3歳以上で、「保育の必要な事由」※に該当し、保育所・認定こども園での保育を希望している子ども（2号認定「左記以外」と表記）	保育所 認定こども園
3号認定	3歳未満で、「保育の必要な事由」※に該当し、保育所・認定こども園等での保育を希望している子ども	保育所 認定こども園 地域型保育事業

※「保育の必要な事由」とは、就労（フルタイム、パートタイム、夜間、居宅内労働など）、妊娠・出産、保護者の疾病・障がい、同居又は長期入院をしている親族の介護・看護、災害復旧、求職活動、就学、虐待やDVのおそれがあること、育児休業取得中に既に保育を必要としている子どもがいて継続利用が必要であること、その他市町村が認める場合をいいます。なお、本市における「保育の必要な事由」のうち、「就労」については月48時間を下限時間とします。

（1）幼稚園、保育所、認定こども園、地域型保育

各認定区分に応じた年度別の量の見込みと確保方策は以下の通りです。

		1号認定	2号認定	2号認定	3号認定		
			教育を希望	左記以外	0歳	1歳	2歳
令和7年度	量の見込み	221	288	904	170	236	292
	確保量合計	1,202		773	196	267	295
令和8年度	量の見込み	213	278	871	169	254	267
	確保量合計	1,202		773	196	267	295
令和9年度	量の見込み	201	263	824	168	250	287
	確保量合計	1,202		773	196	267	295
令和10年度	量の見込み	193	252	791	167	246	283
	確保量合計	1,202		773	196	267	295
令和11年度	量の見込み	191	250	782	166	243	279
	確保量合計	1,202		773	196	267	295

(2) 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制の確保方策

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	
利用者支援事業 (箇所)		量の見込み	3	3	3	3	
		確保方策	3	3	3	3	
		①基本型	1	1	1	1	
		②特定型	1	1	1	1	
		③こども家庭 センター型	1	1	1	1	
利用者支援事業 (妊婦等包括相談支 援事業型)(回)		量の見込み (面談回数)	1,173	1,152	1,134	1,116	1,104
		確保方策	1,173	1,152	1,134	1,116	1,104
時間外保育事業 (延長保育事業) (人)		量の見込み	111	107	105	102	101
		確保方策	111	107	105	102	101
放課後児童健全育 成事業(学童保育) (人)		量の見込み	962	884	874	842	852
		確保方策	962	884	874	842	852
放課後児童健全育 成事業(放課後子 供教室)(箇所)		確保方策	8	8	8	8	8
子育て短期支援事 業(ショートステイ 事業)(人日)		量の見込み	38	37	37	36	36
		確保方策	38	37	37	36	36
乳児家庭全戸訪問 事業(人)		量の見込み	391	384	378	372	368
		確保方策(実施体制)	市が直接実施(保健師、助産師、保育士等)				
養育支援訪問事業 (人)		量の見込み	250	245	242	238	235
		確保方策(実施体制)	市が直接実施(保健師、助産師、保育士等)				
地域子育て支援拠 点事業(人回)		量の見込み	9,761	9,641	9,793	9,641	9,512
		確保方策	5(か所)	5(か所)	5(か所)	5(か所)	5(か所)
一時預 かり 事業 (人日)	①幼稚園等 における在 園児(1号認 定)を対象 とした預か り保育事業	量の見込み	33,854	32,623	30,855	29,648	29,312
		確保方策	33,854	32,623	30,855	29,648	29,312
	②未就園児 を対象とし た一時預か り事業	量の見込み	3,057	2,946	2,786	2,677	2,647
		確保方策	3,057	2,946	2,786	2,677	2,647
病児保育事業 (人日)		量の見込み	1,462	1,418	1,390	1,348	1,335
		確保方策	1,462	1,418	1,390	1,348	1,335
子育て援助活動支 援事業(ファミリ ー・サポート・セン ター事業)(人日)		量の見込み	161	157	156	151	147
		確保方策	161	157	156	151	147

			令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
妊婦健康診査事業 (人回)	量の見込み		4,692	4,608	4,536	4,464	4,416
	確保方策		4,692	4,608	4,536	4,464	4,416
産後ケア事業 (人日)	量の見込み		112	110	108	107	106
	確保方策		112	110	108	107	106
子育て世帯訪問支援事業(人日)	量の見込み(延べ)		279	274	271	266	261
	確保方策(延べ)		279	274	271	266	261
親子関係形成支援事業(新規事業)(人)	量の見込み		10	12	12	12	12
	確保方策		10	12	12	12	12
も乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)(新規事業)(人日)	0歳児(延べ人数)	量の見込み	1,125	1,464	1,440	1,416	1,404
		確保方策	1,125	1,464	1,440	1,416	1,404
	1歳児(延べ人数)	量の見込み	1,422	2,040	2,004	1,980	1,956
		確保方策	1,422	2,040	2,004	1,980	1,956
	2歳児(延べ人数)	量の見込み	1,566	1,896	2,052	2,016	1,992
		確保方策	1,566	1,896	2,052	2,016	1,992

7 実施状況の進捗管理

本計画の適切な進捗管理を行うために、次のように取り組んでいきます。

(1) 市内の関係各課で構成される「古賀市子ども・子育て支援庁内会議」並びに学識経験者、子ども・子育て支援事業の従

事者及び保護者などで構成される

「古賀市子ども・子育て会議(以下

「子ども・子育て会議」という。)」

において、毎年、担当課による評価

(行政評価)を基に事業の進捗状

況等を確認していきます。進捗管

理にあたっては、事業の目的や目

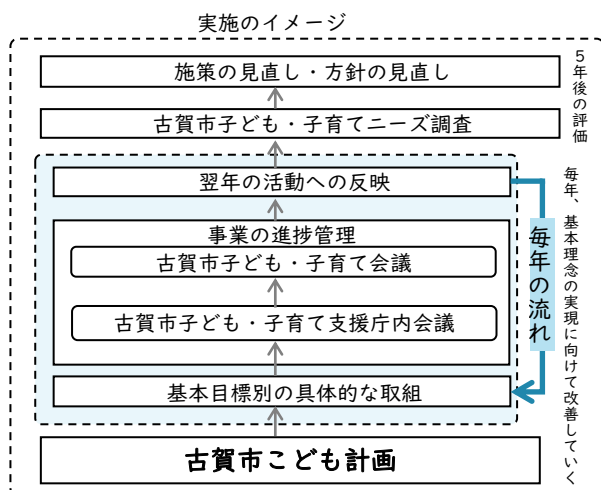
標などを再確認しながら、新たな

連携の可能性を探るなど、事業を

効果的に推進する方法について

PDCAサイクルを回しながら検証

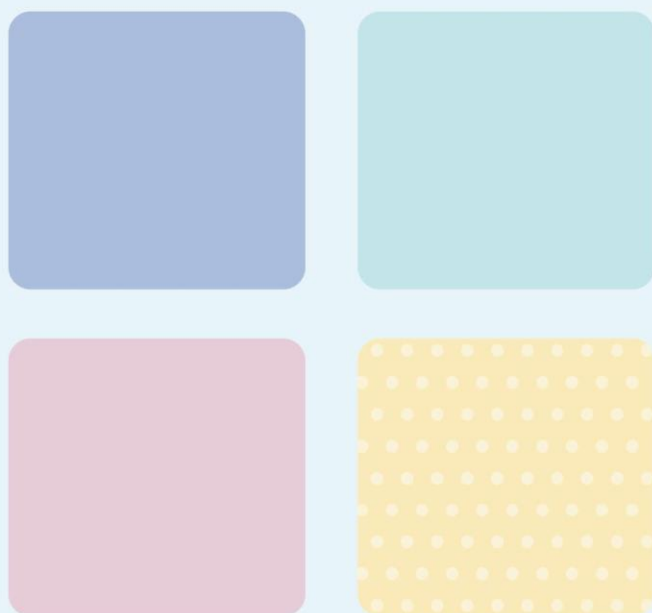
し、改善に向けた取り組みを進めていきます。



(2) 計画に定めた「量の見込み」が実情と大きく乖離し、変更が必要と判断される場合は、計画期間の中間年(令和9年度)を目安に計画の見直しを行います。

(3) 計画の見直しが必要な場合は、子ども・子育て会議で審議し、意見を聴取します。

(4) 本計画は「こどもまんなか社会」の実現に向けた総合的な計画であり、市全体で施策を推進するため、市のホームページや広報媒体を活用し、計画の実施状況に関する情報を周知します。



古賀市こども計画（概要版） 令和7年3月発行

発行：古賀市

編集：古賀市 子ども家庭センター

〒811-3116 福岡県古賀市庄 205